

令和5年2月定例会 文教厚生委員会（付託）

令和5年2月24日（金）

〔委員会の概要 教育委員会関係〕

岩佐委員長

ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。（10時33分）

直ちに議事に入ります。

これより教育委員会関係の審査を行います。

教育委員会関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明を願うとともに、報告事項があればこれを受けることにいたします。

【追加提出議案】（説明資料（その3））

- 議案第58号 令和4年度徳島県一般会計補正予算（第12号）
- 議案第73号 令和4年度徳島県奨学金貸付金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 次期「徳島教育大綱」骨子（案）について（資料1）
- 「徳島県学校教育情報化推進計画（案）」について（資料2-1、2-2）
- 「徳島県における中学校の部活動の地域移行に向けての手引き（素案）」について（資料3-1、3-2）
- 「徳島県公立高等学校魅力化推進委員会報告書」について（資料4-1、4-2）
- 総合寄宿舍（阿南寮・三好寮）の増設について（資料5）
- 卒業式におけるマスクの取扱いについて（資料6）

榊教育長

教育委員会関係の提出議案等の御説明に先立ち、1点御報告申し上げます。

去る2月21日から22日にかけて公立小学校の講師が民家の敷地内に侵入し、干してあった女兒用の下着を窃取した疑いで同22日に逮捕されるという事案が発生いたしました。

このようなことは教職員としてあってはならないもので、同日、緊急市町村教育委員会教育長会を開催し、服務規律の確保について改めて周知徹底を図ったところであります。

今後、事実確認の上、厳正に対処してまいります。

続きまして、2月定例会県議会に追加提出いたしております教育委員会関係の議案等につきまして御説明申し上げます。

今回、御審議いただきます案件は、令和4年度一般会計・特別会計補正予算案でございます。

それでは、文教厚生委員会説明資料（その3）の1ページを御覧ください。

歳入歳出予算の総括表でございます。

教育委員会全体の一般会計補正予算額といたしまして、表の最下段の計の欄に記載のと

おり20億6,727万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

この結果、令和4年度一般会計の予算総額は769億2,338万3,000円となっております。

なお、各課別の補正額及び財源内訳につきましては表に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

特別会計でございます。生涯学習課所管の奨学金貸付金特別会計におきまして、高校生等に対する奨学金の貸与見込額の決定等に伴い9,884万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、3ページでございます。

課別主要事項でございますが、その主なものにつきまして順次御説明を申し上げます。

まず、教育政策課でございますが、全日制高等学校管理費の①の全日制高等学校管理費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、4ページに記載のとおり総額で2,519万9,000円の増額補正をお願いいたしております。

5ページを御覧ください。

施設整備課でございます。学校建設費の②の高校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で942万8,000円の減額補正をお願いいたしております。

6ページを御覧ください。

教育創生課でございます。学校建設費の①の高校施設整備事業費におきまして、総合寄宿舎（三好寮）増設事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で2,507万3,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、7ページでございます。

教職員課でございますが、小中高、特別支援学校の教職員給与費におきまして、教職員数の減などにより所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で24億2,172万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、8ページでございます。

福利厚生課でございますが、教職員人事費の①の退職手当におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で6億4,496万6,000円の増額補正をお願いいたしております。

続きまして、9ページでございます。

学校教育課でございますが、教育指導費の①の指導諸費におきまして、学びサポーター配置に係る所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で2,965万7,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、10ページでございます。

特別支援教育課でございますが、学校建設費の①の特別支援学校施設整備事業費におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で3,353万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、11ページでございます。

人権教育課でございますが、教育指導費の②の生徒指導費におきまして、児童生徒の心のサポート体制づくり推進事業の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1,033万9,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、12ページでございます。

体育健康安全課でございますが、保健体育総務費の③の学校安全管理指導費におきまして、災害共済給付金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で7,075万6,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、13ページでございます。

最後に、生涯学習課でございますが、事務局費の②の管理運営費におきまして、高等学校等就学支援金の所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で1億3,693万円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、14ページを御覧ください。

奨学金貸付金特別会計の①の奨学金貸付金におきまして、所要見込額が決定したことなどに伴い、総額で9,884万4,000円の減額補正をお願いいたしております。

続きまして、15ページでございます。

（2）継続費でございます。

特別支援学校施設整備事業において、国府支援学校の整備に要する経費といたしまして令和4年度から6年度までの継続費を設定させていただいておりますが、表記載のとおり進捗に併せて全体事業費、年割額、財源について変更をお願いするものでございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

繰越明許費の追加でございます。

教育創生課における高校施設整備事業費におきまして、繰越予定額1,980万1,000円を、特別支援教育課における特別支援学校施設整備事業費におきまして、繰越予定額1億698万4,000円を、それぞれお願いするものでございます。

次に、繰越明許費の変更についてでございます。

9月定例会で繰越しの御承認を頂きました、施設整備課における教育財産取得及び管理費、高校施設整備事業費、特別支援学校施設整備事業費におきまして、全体的な執行計画の精査を行い、翌年度繰越予定額の補正後欄にあります、計31億8,244万8,000円に変更を、また、開会日に御承認いただきました、学校教育課の総合教育センター管理運営費におきましても5,085万9,000円に変更を、それぞれお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、追加提出案件の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、6点御報告を申し上げます。

1点目は、次期徳島教育大綱骨子（案）についてでございます。

本県教育行政の指針であります現行の徳島教育大綱につきましては、令和元年8月に策定し、取組を推進してまいりました。

この現大綱が今年度をもって4年間の推進期間を終えることから、次期大綱の策定に向け、政策創造部と連携、協力を図り、昨年7月から本年2月にかけて計3回の徳島県総合教育会議を開催し、委員の皆様方からの御意見を踏まえた骨子案を取りまとめ、一昨日、所管する政策創造部から総務委員会へ報告を行っておりますので、同内容につきまして、本日、御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。

まず、1、策定方針ですが、次期大綱では基本方針や人財の具体像を示す理念編、10年程度先の教育の目指すべき姿を展望した将来ビジョン編、教育施策の重点項目を示す行動

計画編の3層構造で構成するとともに、新たに策定する教育振興計画をパッケージ化することとしており、策定に当たっては社会情勢の大きな変化を踏まえ、教育の果たす役割について新たな方向性を明示することとしております。

2、基本方針及び「人財」の具体像につきましては、基本方針として未来社会の創り手として果敢に挑戦する、夢と志あふれる人財の育成を掲げるとともに、人財の具体像として①、②、③において、それぞれDX・GX、ダイバーシティ、郷土愛をキーワードとして取りまとめております。

3、将来ビジョンでは、人財の具体像に対応する10年程度先の教育の目指すべき姿を取りまとめております。

次に、4、重点項目では、本県教育の目指す人財育成に向けて、IのDX・GXを先導！未来を拓く力を育む教育の推進をはじめ六つの体系により重点的に取り組むべき教育施策を取りまとめております。

5、推進期間につきましては、現大綱と同様に令和5年度から8年度までの4年間とし、6、大綱の策定期間につきましては、今後、議会での御論議をはじめ総合教育会議やパブリックコメントなどを通じ、多様な御意見、御提言を賜りながら検討を進め、令和5年8月の策定を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目は徳島県学校教育情報化推進計画（案）についてでございます。

当計画案につきましては、11月定例県議会の文教厚生委員会におきまして素案を御説明させていただき、御論議いただいたところでございます。

資料2-1を御覧ください。

1、計画の概要ですが、まず（1）計画の位置付けは、教育振興計画の下位計画として本県の学校教育の情報化の推進に関して方向を示し、市町村における計画の策定に当たって参考となるとともに、県のデジタルとくしま推進プランと整合的に施策を展開することとしております。

次に、（2）基本方針でございますが、ICTを学校教育の基盤的ツールとして最大限に活用することで情報を主体的に活用でき、新たな価値を創造する社会に貢献できる人財の育成を推進することとし、（3）計画の期間のとおり、令和5年度から3年間の計画となっております。

（4）基本方針に基づく取組でございますが、記載のアからエの四つの取組を柱としてそれぞれの項目で指標を設定し、取り組んでまいります。

2、今後のスケジュールでございますが、本議会での御論議を踏まえまして、本年3月に策定し、公表することとしております。

なお、計画案につきましては資料2-2として添付しております。

続きまして、3点目は徳島県における中学校の部活動の地域移行に向けての手引き（素案）についてでございます。

資料3-1を御覧ください。

I、目的でございますが、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに、学校の働き方改革を推進することを目的として、本県における休日の中学校部活動の地域移行を円滑に進めていくための手引きを策定するものでございます。

Ⅱ、手引きの内容につきましては、昨年12月に国が公表した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに沿って、令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内の市町村において地域移行の取組が円滑に進むよう手順を示すもので、1から6に記載の内容について、具体的な手順を示しているものでございます。

Ⅲ、今後のスケジュールでございますが、本議会での御論議や市町村教育委員会等からの意見を踏まえ、本年3月に策定することといたしております。

なお、手引き（素案）につきましては資料3-2として添付しております。

続きまして、4点目でございます。

徳島県公立高等学校魅力化推進委員会報告書についてでございます。

資料4-1を御覧ください。

1、設置の趣旨でございますが、当委員会は本県公立高等学校、とりわけ普通科の特色化、魅力化推進に向けた取組についての検討を目的として設置され、昨年7月から本年2月にかけて計4回開催し、去る2月9日、当委員会会長より報告書が提出されました。

2、報告書の主な内容でございますが、（1）から（4）にありますように、特色化、魅力化に向けた方策につきまして、スクール・ポリシーの共有と浸透、学校教育活動の充実、社会に開かれた学校教育、効果的な魅力発信といった四つの観点から提言がなされております。

県教育委員会では、本報告書を基に今後、魅力化の方策や各学校の取組事例を紹介するリーフレットを作成し、県内全ての高等学校と共有を図り、各学校のより一層の特色化、魅力化につなげてまいります。

なお、報告書については資料4-2として添付いたしております。

続きまして、5点目でございます。総合寄宿舍（阿南寮・三好寮）の増設についてでございます。

現在、実施設計を進めている総合寄宿舍（阿南寮・三好寮）の増設について、現時点での概要やイメージ図等を御報告いたします。

まず、阿南寮、三好寮ともに共通する特徴といたしまして、1人1部屋の個室仕様やWi-Fi完備による安心・安全で快適な生活環境を提供するとともに、ZEH基準の省エネ性能の確保など、脱炭素化にも努めてまいります。

続きまして、各寮別に御説明いたします。

資料5の1ページを御覧ください。

阿南寮につきましては木造2階建てとし、構造用木材の50パーセントに県産杉を使用する予定です。

2ページを御覧ください。

定員は40名とし、1階に食堂や浴室などの共用部分を、2階は舎室のみを配置する形で設計を進めており、令和5年秋頃の完成を目指しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

三好寮につきましては鉄骨造3階建てとし、1階を三好市施設、2階、3階を定員70名の寄宿舍といたします。

続きまして、4ページを御覧ください。

2階にエントランスと食堂や浴室などの共用部分を配置し、舎室の大部分は3階とする形で設計を進めており、令和6年度中の完成を目指しております。

引き続き、阿南寮、三好寮の増設にしっかりと取り組み、高校を起点とした新たな人流の創出につなげてまいります。

最後に、6点目は卒業式におけるマスクの取扱いについてでございます。

資料6を御覧ください。

1、概要でございますが、卒業式の教育的意義に鑑み、文部科学省から2月10日付で児童生徒及び教職員は式典全体を通じてマスクを着用せずに出席することを基本等とする基本的な考え方が示され、これを踏まえ、県教育委員会におきまして各県立学校に対し、各学校の実情に応じ適切に卒業式が実施されるよう周知したところでございます。

2、基本的な考え方でございますが、具体的には（1）、（2）にございますように、児童生徒及び教職員については合唱時等を除き式典全体を通じてマスクを外して差し支えないとされ、また、来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めることとされております。

このほか、（4）の基礎疾患があるなど様々な事情によりマスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、マスクの着脱を強いることがないようにすることや、（6）の卒業式の実施方法については、児童生徒や保護者に対して丁寧な説明や情報発信を行うことなどが示されております。

これらにつきまして、文書通知に加え、去る2月13日、オンライン会議を開催し、各県立学校に対し周知するとともに市町村教育委員会に対しても情報共有を図っております。

報告は、以上でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

岩佐委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

大塚委員

今回の教育の新大綱の改良点についてなんですけども、この教育大綱の骨子案について、現在の教育大綱からの変更点とその意図について具体的にお話ししていただけたらと思います。

小原教育政策課長

ただいま大塚委員より、新大綱の改良点の具体的な意図についての御質問を頂戴したところでございます。

現教育大綱につきましては令和元年度に策定されまして、大綱に基づく教育振興計画とともに、これまで関連施策を進めてきたところでございます。現教育大綱の推進期間については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけといたしまして、予想だにしない急激な社会情勢の変化が発生いたしまして、本県の教育を取り巻く環境にも大きな影響

があったところでございます。

こうした中、本県ではG I G Aスクール構想に基づく1人1台端末を全国に先駆けて、義務教育はもとより高等学校や特別支援学校にも導入いたしまして、授業等へ積極的に活用するなど、困難な状況の中におきましても先駆的な取組の推進に努めてきたところでございます。

新たな大綱の策定におきましても、こうした未来志向の視点が重要であると考えているところでございまして、こうしたことを勘案しながら今回の骨子案では大きく2点の変更を加えたところでございます。

1点目につきましては、これまで時期も別々に策定しておりました教育大綱と教育振興計画が共に今年度が最終年度となりますことから、これを機会に一体的な施策体系として再構築するところでございます。具体的には、先ほど教育長の説明にもございましたけれども、教育振興計画を教育大綱の行動計画編と位置付け、双方をパッケージ化することでございます。

2点目は、今回の教育大綱には新たに将来ビジョン編を設けたところでございます。

これは、2025年の大阪・関西万博や2030年S D G sの達成などの具体的な目標を10年程度先の教育の目指すべき姿や将来像として示しまして、多様な主体が方向性を共有しながら、教育施策を効果的に進めようとするために設けたところでございます。

こうしたことによりまして、教育委員会と知事部局が新たな理念や施策の方向性をより密接に共有し、様々な課題に対して強力で連携し、かつ迅速に対応することを可能にしようとする意図を持って行ったところでございます。

大塚委員

1点目が教育大綱と教育振興計画を一体化するというところで、これはそれでいいと思うんですけども、2点目の新たな将来ビジョンについて、もう少し具体的に示していただけたらと思います。

小原教育政策課長

ただいま大塚委員より、将来ビジョンの具体的な内容についての御質問を頂戴したところでございます。

新教育大綱の将来ビジョンにおきましては、本県の10年後の教育の目指すべき姿を人財の具体像を基に三つの将来像として表現させていただいているところでございます。

まず、将来ビジョンⅠ、D X・G Xをはじめ社会変革の時代をけん引する未来社会の創り手を育む確かな学びが充実している、においては、技術革新やグローバル化といった変化の激しい社会におきまして、D X・G Xをはじめ時代をけん引する未来技術を使いこなす、予測困難な時代の中でも自らの夢や希望をしっかりと見据えて挑戦する、未来社会の創り手がしっかりと育つ確かな学びが充実しているということを思い描いております。

将来ビジョンⅡ、ダイバーシティ教育のシナジー効果により多様な価値観が尊重され、誰もが輝く共生社会の実現に向けた学びが充実している、におきましては、本県では全国モデルとなります特別支援学校や全国初の県立夜間中学校、しらさぎ中学校など、全国を先導するダイバーシティ教育の展開に努めてきたところでございますけれども、これらの

多様性を尊重する教育の相互連携を更に充実強化、連携を図ることによりましてシナジー効果、つまりは相乗効果を生み出しまして、ダイバーシティ教育が更に進化を遂げ、全ての学校で一人一人の特性や個性を重視する教育の充実へとつながり、誰もが輝く共生社会の実現に向けた学びが充実しているという姿を描いているところでございます。

また、将来ビジョンⅢ、地域や家庭で共に学び支え合う環境の中、徳島ならではの郷土愛を育む学びが充実している、におきましては、学校と地域や家庭が相互に連携、協働し、子供たちの成長に積極的に関わり、徳島が現代に受け継いできた歴史や文化への誇りや愛着を抱くふるさと教育によりまして、子供たちがふるさと徳島に誇りと愛着を抱く徳島ならではの郷土愛を育む学びの構築が図られているという姿を描いております。

これら三つの将来像を基に方向性を共有しながら教育施策を進めてまいりたいと考えているところでございます。

大塚委員

将来ビジョンの内容につきましては今おっしゃっていただいて、非常に将来に向けてすばらしいことだと思います。

この件について、御家庭とか県教育委員会、学校の連携に加えて、保護者の方々に対しての理解を深めることが大事なんですけれども、そのためにはこの新大綱の県民への浸透というのが非常に大事になっておりますが、それについてはどのように取り組まれるのか、教えていただけたらと思います。

小原教育政策課長

ただいま大塚委員より、新大綱の保護者をはじめとした地域の方々への浸透について御質問を頂戴いたしたところでございます。

委員のお話にございましたように、やはり今後、新大綱に基づく取組を効果的かつ円滑に進めていくためには、学校、家庭、地域はもとより保護者をはじめとした県民の皆様の御理解や御協力が不可欠であると考えているところでございます。

これまで、現教育大綱や振興計画の周知、浸透、またそれに加えて、現在これらに基づいて教育委員会で実際に行っております様々な教育振興施策につきましても、情報発信について進めてきたところでございます。

具体的には、各学校や教員に向けましては各種行事や会議、研修会などで情報発信や啓発を行うとともに、学校に赴いて出前講座の開催に取り組んできたところでございます。

そしてまた、県民の皆様に向けては、ホームページや県教育委員会の広報誌などによる広報に加えまして、毎年11月には一日をとくしま教育の日と定めまして、県・市町村教育委員会や学校関係団体、PTAなどが連携して広報やイベントの開催など、県民の皆様への周知や機運醸成を図ってきたところでございます。

こうしたことを今後も引き続き継続的に行っていくことはもとより、来年度6月頃をめどに更に周知を図る意味でもパブリックコメントを行いたいと考えているところでございます。

教育大綱の策定後におきましては、県や市町村の教育委員会はもとより、より多くの関係団体や保護者をはじめとした県民の皆様と大綱に掲げる新たな理念また施策の方向性を

しっかりと共有いたしまして、様々な課題に対して迅速かつ的確に対応していくことができますよう戦略的な情報発信に努めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大塚委員

そういった取組方それから浸透の仕方についてはよく分かったんですけど、やはりこの3年余り、新型コロナウイルス感染症によって子供たちが受けた影響というのは非常に大きなものがあります。もちろん体力的なこともあるし、精神的なこともあるし、今までとは違った大きな影響を受けたと思うんです。

それに関しまして、その間に受けた被害に対して、子供たちに対するきめの細かい発信が必要となってくるんですね。その中で、未来に向けてすばらしい人材を育成するという意味で非常にいいと思うんですけども、もう1点、道德教育という見地で、今非常に問題になっている少子化対策と関連するんですけども、育ててくれた、産んでくれたことに対する感謝を、昔は教育勅語ということで子供たちはいろいろ習ってきたんですけども、あの中にも本当にすばらしい点があるんですね。それは両親に対する感謝の念とか、御家庭の中でのいろんなことに感謝の念を持つということを教育勅語の中にもうたっていました。そういうことが、これから子供を産み育てる親御さんが子供を産んでよかったということだと思うんです。そういった観点についても、道德教育の中で親に対する感謝の念も育んでいただけるような視点を持っていただきたいと思いますと思うんですが、その点についてお話をお願いできたらと思います。

今田学校教育課長

ただいま大塚委員より、今後の道德教育の充実についての御質問を頂きました。

まず道德教育につきましては、学習指導要領の改訂によりまして、小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から特別の教科、道德が全面実施されております。この学習指導要領の中におきましては、今御指摘を頂きましたような一番身近な関わりとしての家族への感謝であるとか尊敬の気持ちを持って接すること、それから身近にいる人に親切にすることといった視点であるとか家族愛、家庭生活の充実ということで、進んで家の手伝いなどをして家族の役に立つことであるとか、家族みんなで協力し合って楽しい家庭を作ることが指導内容として示されております。

本県におきましても、こうした学習指導要領の内容を踏まえまして、特に家族との関係性については、例えば小中学校段階では保護者から子育てについて話を聞き、現在の自分があることに感謝し、敬愛の念を深めるといったことをございますとか、高等学校段階でも家族や家庭の持つ機能を理解して、身近な家族や家庭、地域との関わりについて考えるといった活動が行われていると承知しております。

また、県教育委員会におきまして、毎年度小中高等学校の研究校を指定して道德教育を推進しておりますが、その中におきましても、子供と保護者がお互いの思いを伝え合うメッセージ交換ですとか、地域のボランティア活動への親子参加など家族の結び付きを再認識して、思いやりや感謝の気持ちを育む教育活動の充実に取り組んでおるところでございます。

今、御報告の中にございました次期大綱におきましても、新学習指導要領の取組深化ということで位置付けてございまして、県教育委員会といたしましては引き続き学校教育の各段階におきまして、家族など身の回りの人々への感謝等の気持ちを育む道德教育の一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

大塚委員

是非お願いしたいと思えます。

もう1点、マスクを着けた生活が約3年間続いたわけで、その中で特に小さな子供さんから高校生に至るまで、今までと違った人間関係とか人間形成の中で、3年間で非常に悪い影響といたしますか、それは健康的なものもありますし、健康的というのは肉体的なこと、それから精神的なこともあると思うんです。その中で、やはり子供たちが将来に向かってその3年間の出来事を負の遺産としないように、これを乗り切って、自分たちが大人に向かって打ち勝つというか、そういう面でいろんなきめの細かい対策なりそういうのをやってほしいと切に要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思えます。

重清委員

今年度最後の委員会ですので、1点だけ質問をいたします。昨年11月議会で私が代表質問で質問した、高校の民活エアコンについてお聞きいたしたいと思えます。電気代の高騰や生徒数が減少する中で、高校の民活エアコンについて抜本的な対策をお願いしたところ、知事からは全面的に県の負担に切り替えるとの答弁がありました。

今議会には、民活エアコンを県の負担に切り替えるための当初予算が提案されておりますが、具体的にどのように取り組んでいくのか、お聞きいたしたいと思えます。

矢田教育次長

ただいま重清委員から、民活エアコンについて県の負担に切り替えるに当たり、具体的にどのように取り組んでいくのかとの御質問がございました。

民活エアコンは、県立高校33校のうち30校で設置されており、その多くは10年から15年のリース契約として保護者の負担で運営されております。

本定例会には来年度から県立高校の民活エアコンを県負担に切り替えていく予算を計上させていただいており、具体的には全ての民活エアコンのリース契約について県が保護者から契約を引き継ぐ形で運営に係る全額を県負担に切り替える予定といたしております。

また、来年度にリース契約が終了する高校が3校あり、こうした高校の民活エアコンについてはリースではなく県で工事を行い、県の設備としてエアコンの更新を行ってまいりたいと考えております。こうした予算を計上させていただいておるところでございます。

工事に当たりましては、学校の休業期間を活用するなど、授業や学校運営にできる限り影響が出ないよう、学校と協議を重ねながら行ってまいります。

重清委員

来年度から県がリース契約を引き継いだり、一部の学校ではエアコンの工事を行いながら民活エアコンを県の負担に切り替えていくとのことですが、今後はPTAなどの保護者

の負担は一切必要ないということによろしいでしょうか。

矢田教育次長

民活エアコンを県の負担に切り替えた場合、今後、PTAなどの保護者負担は一切ないのかとの御質問でございます。

エアコン設備に係るリース費用につきまして全面的に県負担として、電気代などの光熱費についても県負担とする予算を提案してございます。

また、リース契約が終了します3校につきましては、リース契約終了後の県の工事によるエアコン設置に際しまして既存エアコンの撤去が必要となりますが、こうした費用についてもこの度の予算で設備更新工事での対応として設計工事に係る費用を含めた予算を提案しております。

したがいまして、来年度以降、民活エアコンに係る保護者負担は生じないものと考えております。

重清委員

最近、値上げラッシュで一般の御家庭の経済状況は非常に厳しくなっており、子供たちの安全・安心な教育環境の確保に向けて、来年度からもしっかりと対応していただきたいと思っております。

また、エアコンの工事をする学校もあるとのことですので、工事に際しては授業などに支障が出ないように、学校ともよく調整して、夏や冬のエアコンをよく利用する時期の前には工事を完了できるようしっかりと取り組んでいただくよう要望して終わります。

井下委員

まずは、高校の魅力化と地域人材の確保についてお伺いいたします。今回も質問しようと思ってたらちょうど魅力化について上がっておりました。この魅力化という言葉が出てきてしばらくたつんですが、これまでの実績を教えてください。

重田教育創生課長

ただいま井下委員より、これまでの魅力化の実績について問合せがございました。

県教育委員会では、これまでも特色ある学校づくりを推進するために、例えば6次産業化に対応した新たなタイプの専門高校の設置でありますとか、あるいは既存の学校の施設を大学のサテライトキャンパスとした高大接続教育の展開でございますとか、先駆的な教育を実践してきた城ノ内中学校、高等学校の中等教育学校への移行等々を進めてきております。

また、課題解決型の学習に取り組む池田高校での探究科の設置でございますとか、地元自治体等と連携して、学校を核として地方創生の実現を目指している海部高校の取組、また鳴門教育大学との連携によりまして教育内容とか生徒の資質向上を図る鳴門高校など、各学校において特色化、魅力化の取組を進めてきているところでございます。

これに加えて、高校生にも1人1台端末を整備する徳島県GIGAスクール構想の推進でありますとか、あるいはコミュニティ・スクール導入の促進等々、特色化を支援す

る環境の整備も進めているところでございます。

また、各高校のほうでもスクール・ミッション、スクール・ポリシーを令和3年度に策定しまして、中学生が志望校を決定する際の参考資料としても活用し、今年度の入学者選抜でもそうしたスクール・ポリシーに関連した分野の募集も実施することを通じまして、特色化、魅力化を推進しているところでございます。

井下委員

今回、教育大綱でもそうなんですけど、魅力化の中にも郷土愛を養うっていうフレーズがあって、過去に3回文教厚生委員会の委員をやっているんですけど、ここまで郷土愛っていうフレーズが出てきたのは初めて見たような気がするんですけど、ちなみに高校卒業後、県外に出る子供の割合ってどのぐらいか、分かれば教えてください。

今田学校教育課長

ただいま井下委員より、高校卒業後に県外に出る生徒の割合について御質問を頂きました。

昨年度令和4年3月の県内高等学校卒業生の進路状況におきまして、全日制と定時制の卒業生のうち、まず大学・短大へ進学した者は3,277名おりますけれども、このうち県外へ進学した者は1,947名、割合ですと59.4パーセントとなっております。

また、就職者は1,128名おりますが、このうち県外で就職した者は252名、22.4パーセントとなっております。

井下委員

やっぱり多いなと。肌感覚と同じぐらいの感じだなというところがございます。

この3年間コロナ禍で、ほかの部署も含めて結構これまで回帰戦略をやってきたかと思うんですが、ちなみに徳島に戻ってきてほしいという取組も含めて高校でこれまで何かやってきてますか。

今田学校教育課長

ただいま井下委員より、徳島に戻ってきたいと思うような取組についての御質問を頂きました。

県教育委員会におきましては、子供たちに徳島に残りたい、戻ってきたいと思ってもらえるように、キャリア教育におきまして、地元の企業を知る機会の充実により子供たちがふるさとの良さを改めて実感し、徳島や地域のために働きたいと願う意識の醸成に努めているところでございます。

具体的には、企業経営者等による講演、出前授業、小中学校の児童生徒を対象とした県内企業バスツアー、高等学校を対象としました若手社会人から話を聞くキャリアガイダンス支援事業など、徳島の企業を体感できる機会の充実に取り組んできたところです。

また、高校生に向けましては、就職や進学等に関する情報配信を行いますLINE Go! Tomorrowや高校生のための県内就職応援サイト、とく活の運用など、様々な方法によりまして生徒への県内企業の情報提供に取り組んできたところでございます。

来年度に向けては、徳島県キャリア教育推進指針の改定をはじめ小中学生向けのジュニア版とく活の立ち上げなど、県教育委員会として徳島の良さ、強みをしっかりと体感するキャリア教育の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

井下委員

今言っていたように、地域との連携というのが必ず必要になってくるのかなと思います。10年ぐらい前になると思うんですけど、学校もいろいろ合併して、例えばうちの地元だと農林高校があったんですけど、それがなくなって農業とか林業というところが見えづらくなりました。先日、新聞に載ってたんですけど、県が進めている林業アカデミーの件がありまして、できたらこういうところでしっかりと林業人材を地元企業だけじゃなくて県外も含めて地域全体で作っていくような、今回寮もできるということで、例えばそういう取組が一つとか、さっき鳴門教育大学のお話も出たんですけど、鳴門高校に教員を目指す学科があってもいいんじゃないかと思います。教員が少なくなっているような時代で、そんな中でいろいろと地域の特色をもっと出すような取組も入れていただきたいなと思っております。

キャリア教育の中で地元の企業さんとか、さっき言ってました、いろいろこれまでやってきてるっていうのもそうなんですけど、このフレーズの中に当事者意識を盛り上げていくとか醸成していくというフレーズがありました。これはすごく大事なことだと思います。やっぱり地域にとって子供たち自身がどういう役割を担えるのかっていうのをイメージさせていくのはすごく大事なのかなと。

その上で、外に1回出て学んで帰ってくるとか、外に出るといのは決して悪いことじゃないし、皆さんが夢を持って自分たちのやりたいことをやるっていうのは当然後押しすることだと思うんですけど、徳島への郷土愛を持って徳島を担っていくような人材を育てていくっていうのであれば、子供たちの褒めてもらえるとか自尊心を高めるような機会をたくさん作っていただきたいなと思っております。

今回、地域教育というフレーズが議案に上がってました。学校が地域の課題をどうやって地域教育につなげていくとイメージしてるのかを教えてくださいませんか。

今田学校教育課長

ただいま井下委員より、地域の課題をどう地域教育につなげていくのかということで御質問を頂きました。

委員から御指摘を頂きましたように、生徒が地域に対して当事者意識を持って、地域の中で活躍する機会を充実していくことが重要であると考えております。

各学校におきましては、主に総合的な探究の時間というものがございまして、その授業を通して地元自治体であるとかNPO法人、企業、大学等の支援を受けながら、地域住民の方に実際にインタビューやアンケート調査を行うなどしまして、児童生徒自らが地域の課題を見いだして解決方法について模索するといった教育活動を行っているところでございます。

県教育委員会におきましてもこうした活動を支援しておりまして、スーパーオンリーワンハイスクール事業におきましては、県内6校を指定してございますが、例えば徳島北高

校におきましては地域のお祭りで在住の外国人との交流イベントを企画したりですとか、あるいはみなと高等学園では地元スーパーと食品開発に取り組んだりとか、そういった活動が行われております。

さらに、起業家育成支援事業もしてございますが、その指定校の一つでございます池田高等学校では、地域の民間団体等と連携して地域の良さを最大限生かした観光プラン等の検討に取り組み、今年度観光甲子園2022の修学旅行部門グランプリを獲得する成果を上げてございます。

県教育委員会といたしましては、こうした学校における地域と連携した活動の充実に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

井下委員

分かりました。今おっしゃっていただきました池田高校の取組もそうなんですけど、本当にいい取組だと思うし、地域を知るいいきっかけになってると思うので、是非大学に行く内申点のプラスになるとかそういう取組ではなくて、しっかりと地域につながっていくような取組にしていだけたらなと思います。

部活動の地域移行についてお伺いしたいんですが、先ほどの魅力化っていうのは高校の話がメインになると思うんですけど、部活動の地域移行はどちらかというと中学校がメインになると思います。

先日、国が目標2025年までにみたいなのを言ってたのが、急に努力義務と一気にトーンを下げてしまったんですけども、僕自身もこのニュースを見て結構びっくりしたというかふざけてるなっていう思いがあります。

そんな中で、今日も出していただいているんですけど、県の対応としては今後どのように進めていきますか。

吉岡体育健康安全課長

ただいま井下委員から、部活動の地域移行に向けて県の対応をどうするのかという御質問を頂きました。

少子化が進む中におきましても、将来にわたりまして生徒がスポーツ、文化芸術活動に親しむ機会を確保するとともに学校の働き方改革を推進するという観点から、昨年12月にスポーツ庁及び文化庁が新しいガイドラインを発出しております。

この中で、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域移行に取り組みつつ、可能な限り早期の実現を目指すことと示されております。

県教育委員会では、令和5年度以降の地域移行に向けまして、県立中学校3校、そして徳島市、小松島市におきまして実践研究に取り組んでおります。

また、円滑な地域移行に向けた検討を行うために、徳島県運動部活動の地域移行推進協議会を立ち上げまして、現在までに3回会議を行っております。2月14日の3回目の会議には国の新しいガイドラインに沿いまして、県におきましても令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として、地域移行の取組が円滑に進みますように、地域移行の手順を示します、徳島県における中学校の部活動の地域移行に向けての手引きの素案を提示したところでございます。

今後、市町村教育委員会や各関係機関等から意見を頂きまして取りまとめ、本年3月に策定することとしております。県教育委員会といたしましては、来年度からの国費、補助金も活用いたしまして、市町村において地域移行が円滑に進むようにしっかりと支援していきたいと考えております。

井下委員

ちょうど2年前に文教厚生委員会の委員だったときに、この件で課長といろいろお話をさせてもらって、やっと前向きに進みかけた頃いきなり今までの方針転換みたいなぐらゐの勢いの変更をしてきたんですけど、とは言いましても、そもそも部活動の地域移行の一つの目標として教員の超過勤務の問題がありました。方針転換をするのはいいんだけど、結局この問題を改善しないといけないんですが、この超過勤務の改善策というのは今後どういうふうにしていくのか、教えてもらえますか。

吉岡体育健康安全課長

ただいま井下委員から、国のガイドラインの中で教員の超過勤務の問題をどう解決していくかという御質問を頂きました。

今回の国のガイドラインでは、休日の部活動を地域のクラブ活動として部活動指導を教師から切り離すことで、教師の働き方改革につながるとされております。

しかしながら、地域の実情に応じ、地域クラブ活動の整備が整うまでの間は、学校の部活動も併存するとされておまして、県教育委員会といたしましては部活動指導員の拡充それから外部指導者の積極的な活用、また合同部活動や拠点方式での部活動の導入等も視野に入れるとともに、ガイドラインにのっとりました活動時間や休日の設定の遵守を図りまして、教員の働き方改革を推進していきたいと考えております。

井下委員

なかなか手立てがないというか厳しいところが多々ある現状だと思います。前から僕は言っているんですが、ちょうど娘が中学校に入学する際に、何らかの部活動に入るのが当然のように、何かやってくださいねみたいなことを言われたことがあって、疑問に思ったことがありました。その話を2年前にもさせてもらったんですけど、やっぱり部活動ありきの姿勢を変えていかないといけないんじゃないかと思ってます。

そのためにコミュニティ・スクールをやり始めたと僕は思っているんですが、コミュニティ・スクールとか民間企業、さっきの高校の魅力化にもありましたけど、地元民間企業との連携を進めていく人材育成などに、部活動の時間を地域にもっと渡していけばいいんじゃないかと思うんです。その辺はどんなふう考えていますか。

飽くまでも部活動を地域移行するという話なんですけど、部活動の時間を地域移行してほしいんです。その辺っていうのは今回考えられたりしてますか。

今田学校教育課長

ただいま井下委員より、部活動に限らずコミュニティ・スクールの仕組みも活用しながら、いろんな活動機会の創出を進めていくべきではないかといったことで御質問を頂きま

した。

御指摘のコミュニティ・スクールですが、これは学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことができる、地域と共にある学校への転換のために有効な仕組みであると認識してございます。

これまで県内でコミュニティ・スクールの導入、普及展開に努めてきたところですが、令和4年5月現在で県内小中学校においては約9割でコミュニティ・スクールが設置されておりまして、県立学校については本年度中に全ての学校で設置見込みとなっております。コミュニティ・スクールの中には、PTA、大学関係者、地元自治体、地元企業といった様々な職種、年代の方に入っております。こうした委員の方々のお力添えで、これまでも地元企業関係者による授業への出前講座、学校行事での講演会などのほか、職場見学、インターンシップ、それから若手社員との座談会といったことが開催されまして、コミュニティ・スクールといった仕組みを活用した地域と連携した取組が広がりつつあると認識してございます。

来年度はこうした地域と連携した活動が更に充実していくように、新たに学校や市町村への指導助言を行うCSアドバイザー育成・派遣事業を実施する予定としてございまして、県教育委員会としてはこのコミュニティ・スクールの仕組みを活用しまして、地域での活動機会の創出、好事例の創出といったことを進めてまいりたいと考えております。

井下委員

コミュニティ・スクールは9割設置ということで、前向きに進んでいるんだろうなと思いますが、コロナ禍でなかなか外との連携がとれてないのが実際のところだと思います。僕の地元のコミュニティ・スクールもそうなんですけど、感覚的になかなか難しいなというところがあります。

後ほど聞こうと思ったんですけど、やっぱりこれを進めるに当たって学校がこれまで閉ざされたといいますか、外との連携が余り得意じゃないところがあったと思うんです。そんな中で、中学校と高校も一緒に話しますけど、先ほども言いましたが地域の課題を知る機会とかっていうのもそうだし、地域教育の話をしましたけど、もっと地域に開かれた学校っていうのをやっていかないといけないと思います。

それともう1点、部活動に関しても、例えば習字を習ったりとか詩吟教室とかが地域にあるんですけど、大体子供たちは中学生になったらみんな辞めちゃうんですよね。地元の人たちも、中学生になったから来ないっていうのが当たり前になってるんです。部活動があるから忙しくなるよねって、地元のおばちゃんたちも言うんですけど、そうじゃなくて、やっぱり地域で元々やってるような活動というか、学習活動とかもそうなんですけど、これをしっかり続けていけるようなところも評価をしっかりとってあげてほしいです。いわゆる生涯学習なのか分かんないですけど、今後、コミュニティ・スクールとか地域に開かれたものにするに当たって必ず必要になってくると思うんですけど、この辺っていかがお考えでしょうか。

倉橋生涯学習課長

現在、県内の市町村におきましては、その地域性を生かした特色のある講座が設けられ

ておりまして、文化やスポーツなど様々な生涯学習活動が行われているところでございます。学校と地域が連携して活動を行う地域学校協働活動におきましても、小学校では市町村で実施しております放課後子供教室におきまして、住民や団体の皆様に御協力を頂き、地域の特色を生かし学校ごとにバドミントン教室や茶道・華道教室、英会話教室など、多様な体験活動が行われているところでございます。また、地域住民の方のやりがいにもつながっているところでございます。

また、中学生につきましても、地域にはいろいろなノウハウを持つ住民や団体の方がおいでますので、今後どのような関わりが持てるかといったところにつきまして、まずは事例を確認してまいりたいと考えてございます。

井下委員

僕が一番言いたいことは、部活動って学校の中の成功体験がたくさん積み重なって、プラスに捉えているところがいっぱいあると思うんですけど、当然、子供たちの中には得意じゃなくてもそれをやらないといけない、さっきも言ったけど、部活動ありきでやってた子供たちがたくさんいると思います。僕ももちろんその一人なんですけど、そんな中で、外に出すことで子供たちを褒めてあげる機会をもっといっぱい作ってあげて、評価をしてほしいんです。部活動の何かの大会で優勝したとかっていうのは当然褒めるべきなんですけど、じゃない子たちもいて、さっき言った茶道であったり小さい頃からやってるけど今まで余り評価にかかってなかったことにもしっかりと目を向けて評価をしていただくような機会を作ってほしいと思っているし、なかなかこれが実際それで部活動の地域移行につながるかどうかというそれは難しいかもしれないけども、子供たちを褒めてあげる機会に部活動を充ててほしいなと思ってます。難しいのかもしれませんがちょっとずつそういう機会を作ってくださいと要望するしかないんですけど、お願いしたいなと思っております。

次に、がらっと変わって三好寮の絵を今日出していただいたんですけど、進捗というか今後のスケジュールだけ教えていただけませんか。

重田教育創生課長

ただいま井下委員から、三好寮の今後のスケジュールということで御質問いただきました。

イメージ図等の報告をさせていただいたところでございますけれども、現在、三好寮のほうも実施設計を進めているところでございます。この実施設計が完了次第、速やかに発注の手続に入りまして、7月以降に着工、令和6年度中の完成を目指しているところでございます。

井下委員

分かりました。この辺も順調に行くようお願いしたいなと思っております。

もう1点、地元の三好寮ばかり聞いてもあれなんで、今回、両方設計も上がってるんですけど、ポイントみたいなのがあれば教えてください。

重田教育創生課長

それぞれの寮のポイントというところがございます。

三好寮の関係で行きますと今回、三好市の施設との合築という形でございますので、三好市それから学校関係から要望も聞きながら、地域住民の方あるいは高校生にとって利用しやすい施設となるように設計を進めているところでございます。

三好寮も阿南寮も共通でございますけれども、限られた敷地面積の中で建物の配置でありますとか、食堂とか浴室といった諸室の配置を工夫して、できるだけ居室のほうも多く取れるように確保しているところでございます。

井下委員

もう1点だけ、三好寮の場合、新たな県市協調というフレーズもあって進めていただいているんですけど、現在見えてる市との連携によるメリットの部分だけ教えていただけませんか。

重田教育創生課長

三好市との連携によるメリットということで質問を頂きました。

やはり今回、市との連携ということで、建設予定地でありますところはサンライズビルの跡地ですけれども、町内でも非常に利便性が高いところでございます。阿波池田駅と池田高校の間に位置しておりますので、寮生以外の高校生にとっても非常にアクセスの良い立地を提供いただいて建設できるということがまず大きくございます。

それから、1階部分の三好市の施設で図書館機能とか公民館機能を有する施設もあるということです。高校生にとっても自習スペースとして利用できるのはもちろん、先ほどもありましたけど、地域の方といろいろ連携する上において、特に池田高校は探究活動も盛んに行われておりますので、そうした中でも、地域住民との交流の拠点としての活用も期待されるところでございます。

また、1階の三好市の施設のほうで今、学習支援施設、デジタル人材の育成なんかも含めた各種支援施設の設置も計画されているとお聞きしております。その策定の際には、高校関係者とか高校生の声なんかも反映して作っていかうと聞いておりますので、一緒になってやっているというところもメリットになっているのかと思っております。

引き続き三好市さんとも十分連携しながら住民の方から高校生、双方にとってメリットがあるような施設になるようにしっかりと頑張っていきたいと思っております。

井下委員

タイトなスケジュールだと思うんですけど、子供たちは変わらず今までどおりの生活をしてるので、早くそういう環境でできるようにしてあげたいなと思っておりますし、サテライトオフィスさんとかも徳島には結構ありますんで、そういったところとの連携もしっかりしていただけたらと思っております。前向きにお願いいたします。

それともう1点、先ほど大塚委員からもありました学校でのマスク着用でございます。今日、出している資料って、県教育委員会が作った資料ですか。

今田学校教育課長

報告事項の6における卒業式におけるマスクの取扱いについてという資料は県教育委員会で作成いたしました資料でございます。

井下委員

分かりました。学校でのマスク着用なんですけど、もうそろそろいいんじゃないかっていうか、卒業アルバムを見たら子供たちがマスクしかしてないみたいな話をしておりまして、前から言ってますけど、そろそろ本当にマスクの着用を何とかしてほしいという思いがございます。

その中で、先生についてはマスクを外していただけますか。ここにはマスクを外しても差し支えないとしか書いてないんですけど、僕の感覚だと、先生から積極的に外してもらわないとなかなか難しいんじゃないかと思っていますが、この辺、この文章だけで伝わりますか。

今田学校教育課長

ただいま井下委員より、教職員のマスクの着用についての御質問でございます。

文科省から示されました基本的な考え方の前提といたしまして、2月10日に政府の新型コロナウイルス対策本部におきまして、マスク着用の考え方の見直し等についてというのが決定されてございます。マスクの着用については個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断にゆだねるということを基本とする考え方になってございまして、文部科学省におきましては、こうした決定を踏まえて、卒業式の実施に当たっての基本的な考え方が2月10日、同日付で示されたところとなっております。

文科省から示された通知の中におきましては、卒業式の場面ごとのマスク着用の考え方が示されているところ、児童生徒及び教職員につきましては式典全体を通じて、合唱時などは除くとされておりまして、マスクを外して差し支えないと通知されているところです。

また、同時に各地域や学校の実情に応じた適切な卒業式の実施ということが示されているところございまして、県教育委員会といたしましては、教職員のマスクの着用につきましてもこの基本的な考え方を踏まえた対応を各学校において御検討いただく形になるかなと考えております。

井下委員

なぜあえて触れたかと言いますと、子供たちにアンケートを採ると、7割近い子がマスクを外すのを躊躇^{ちゅうちよ}してるみたいなんです。先日テレビでやってたんですけど、子供たちが円になって部活動の前に目をつぶって、先生がマスクを外してくださいって言って、外したら目を開けてくださいみたいな、マスクを外す訓練をしてたんです。人目が気になると子供たちがマスクを外せなくなってます。

非常に残念なことなんですけど、コロナ下で文書一つでこれまで文科省はずっとそうなんです。文科省だけじゃなくて、厚労省もそうなんですけど、文書一つで結構いろんなことを平気で言ってくるんです。当然マスクのデメリットというのもこれまで言ってきました。

そんな中でどうせ外すっていうのであれば中途半端な言い方ではなくて、今回も、来賓や保護者に対してはマスクの着用を求めているって書いてますけど、僕からしたら求める理由がよく分からないんです。今回はこれでいいですけど、これから五類に変わっていく中で、残念ながら子供たちはマスクを外す訓練が必要になっているような状況だと僕も思っておりますので、しっかりと健全な発達の部分も含めて、しっかりとマスクの着用については学校と一緒に理解をしていただきたいなと思っております。当然、着ける人の権利を奪うつもりはございませんので、着ける人は着けてください。ただ、やっぱり外すのがこんなに大変なことになってるとは僕も思ってませんでした。よろしくお願いいたします。

最後なんですけど、コロナ下における学校と地元の教育委員会また県教委との連携について、いろいろとさっき言った例えば修学旅行をどうするんだとか、卒業式をどうするんだとか、去年の秋ぐらいの文科省からの文書でも、まだマスクの着用についても地域の事情を鑑みて学校が判断してくれたいに出たりとかして、余りにも曖昧な感じでずっと来てました。結果的にそれが学校負担になり、子供たちの負担になってたんですけど、新たな感染症もそうですけどコロナ下における学校の連携とか、学校現場における状況を総括しないといけないと思ってるんですけど、これはいかがお考えですか。

小原教育政策課長

ただいま井下委員より、コロナ禍を通じて学校におけるこれまでの対応、取組についての総括との御質問を頂戴いたしました。

コロナ禍によりまして先行き不透明な状況の中、県教育委員会におきましては試行錯誤しながら市町村教育委員会や各県立学校などと情報共有や連携を図るための取組をこれまで実施いたしてきたところでございます。

具体的に申し上げますと、今年度は20回を超えるオンライン連絡会議を開催いたしまして、可能な限り情報共有に努めたところであり、また各種会議や職員研修などのあらゆる場において意識啓発を行ったり、また学校に対してマニュアルでありますとかチェックポイントという、より具体的な資料を配布することによって周知を図ったり、さらには学校訪問チームが学校に赴いて助言や取組の事例の共有、そしてまた教育委員会の職員だけでなく保健所の専門職員にもお願いいたしまして、感染予防に関する指導や助言を頂いたり、また保護者向けということで申し上げますと、チラシでありますとかネットによって啓発や情報発信を、考え得る限りのあらゆる方法を通じて市町村教育委員会等と情報共有、連携強化に努めてきたところでございます。

実際、新型コロナという今まで経験したことがないような事態に直面したことによりまして、正直に言いますと混乱などもあったところでございますけれども、次第に各学校においても先生方による独自の取組が見られてきたところではございます。

こうしたことを具体的に言いますと、健康観察というところでは、各学校の先生方同士が話し合ったり、また、よその学校の先生方とも情報交換を行いながら生徒さんと一緒になって部活動ごとの健康管理のマニュアルや観察ノートのようなものを作ったりするといったような、それぞれ独自で啓発や予防対策を行う学校も出てきたり、あと学校行事の見直しということで申し上げますと、例えば運動会でありますと、練習の大胆な簡素化を図ってみたい、また開催でも半日で行ってみたいとかいう工夫、そして学校の入学説明会

なんかでもこれまで集まって実施するのが当たり前だったんですけども、YouTubeによるオンデマンド開催を試行的にやってみたりという抜本的な見直しを実施した事例も出てきているところがございます。少しずつこうした独自の取組が広がっているところがございます。委員のお話の趣旨も踏まえつつ、こうした兆しをしっかりと生かしていきたいと考えているところがございます。

井下委員

最後、質問します。僕の感想も含めてですけど、学校って校長先生がいて、各市町村に市町村の教育委員会委員長がいて、教育長がいて、県にも教育長がいてという、僕らからしたらよく分からない変わった組織だなというのが本音です。

その上で、今回判断するにしても、各学校でやってくれとか各市町村教委でやってくれとか、学校現場に聞くと県教委がってということが本当に多々ありました。プルー一つやるにしても、県教委からこんなんがあるとかないとか、そんな話がたくさんありました。

その中で、やっぱりさっき言ったみたいなことは、全て先生と子供にかかってきたと思いますし、保護者との関係もすごくギクシャクしました。

なので、こういうのを防いでいくためにはしっかりと総括していただいて、教育長がしっかりと責任を持ってリーダーとしての役割をしっかりと果たしてほしいと僕は思ってるんですけど、最後、教育長、一言だけ頂けませんか。

榑教育長

コロナ禍の中で各教育委員会、市町村も含めて教育長がしっかりとリーダーシップを発揮していくべきというお話だったと思います。

コロナ禍におきましては今振り返ってみましても、私が教育長を拝命した令和2年4月は全国一斉の臨時休業ということで学校が止まっていたと。それから、緊急事態宣言が出まして、学校をこれからどうするべきかということが本当に先が見えない、国のほうもどうしたらいいんだろうというふうに考えてたと思います。市町村教育長さんもほぼ同じ、地域の学校をどうやって再開していくのかということを考えていた時期だったと思います。

それからいろんなことがありまして、やっと二類相当から五類にというような事態になったんですけど、その都度、その都度、国のほうからも通知等が来まして、市町村教育長さんとのウェブ会議を通じて、いろんなことを決めてきた経緯があると思っています。

各学校が本当に困らないように、子供たち、先生方がきちんと教育に向き合えるようにということを常に考えてきてやってきたつもりだったんですけど、時間的に間に合わなかったり、現場が混乱したこともあったとは思っています。

ただ、やはり教育委員会というのは学校の先生方、子供たちがしっかりと教育に向き合っただけでやっていくのを後押しする仕事ですので、現場の校長先生方の意見、子供たちの意見をしっかりとくみ取る仕組みってというのは大事にしなければいけないと思っています。

ウェブ会議等で市町村教育長さんとかに集まっていたただく機会ってというのはハードルが下がっておりますので、そういった機会をしっかりと活用して、学校現場の意見も聞いて、市町村の教育長、教育委員会の意見も十分くみ取って、教育施策をしっかりと推進して、徳

島県の子供たちや先生方がいい教育を受けれたな、いい教育ができたなっていうようなことをしっかり目指していきたいと思っています。

吉田委員

最初に、補正予算で気になったことを2点、確認したいと思います。

教職員課の小学校、中学校、高校の教職員さんの給与と旅費がそれぞれ10億円、4億7,000万円、4億9,000万円と合計20億円近く減額されているんですけども、これは何か特殊な事情が今年あったのでしょうか。例年こうなんでしょうか。説明をお願いします。

真相教職員課長

今委員より、教職員の減額予算についての質問が出ました。

この予算につきましては、昨年度も20億円ぐらい減額しておりまして、そもそも給与費につきましては余裕を持って組んでるところもありまして、予算を組むときは10月1日の人数で組むんですが、教員の数につきましては次の年の5月1日で組みますので、そのときの数の変動がございます。

それと、もう1点、定期退職は数で見込めるんですが、年度の途中で早期退職という先生がいらっちゃって、そういったあたりの数で差が出ます。かつ今回は期末勤勉手当の減額を含めまして、こういった減額が出たということでございます。

吉田委員

なり手不足って言われてる中で、定員に満たないということは徳島で聞いてないんですけども心配していたので、そういう事情であれば了解しました。

もう1点、奨学金が9,000万円ぐらい減額されていると思いますけれども、これについてはどういう事情と分析をされていますでしょうか。高校の奨学金ですね。

倉橋生涯学習課長

ただいま吉田委員から、奨学金貸付金特別会計の減額について御質問を頂いております。

この特別会計は徳島県奨学金制度によりまして、経済的理由から就学が困難な高校生等へ奨学金を貸与することで就学の機会を確保して人材の育成を図るものでございます。

2月補正予算におきまして約9,800万円の減額をお願いしておりますが、その主な理由につきましては、当初予算の時点におきましては十分に貸与できる予算額を確保しておりましたけれども、年度末になり貸与見込額が判明したことに伴いまして、減額をお願いするところでございます。

吉田委員

今年度の特別な理由はないということで了解しました。

あと1個だけ午前中に質問させていただきます。

まず、教職員の変形労働時間制度についてお聞きしたいと思います。この制度は昨年度から導入されていると思うんですけども、2年前のこの委員会の中で、井下先生もいら

して随分議論になった制度なんですけど、昨年度から今年途中まで導入されてどうなっているかという実績をお伺いしたいんです。

そのときの不安として、時間外在校等時間の把握がちゃんとできるのか、変形労働時間の超勤に隠れてしまって、カウントできなくなってしまうんじゃないか、結果的に働き方改革に逆行するんじゃないかというような声もありました。有給休暇の取得もまだ半分ぐらいだったと思うんですけども、それで代用すれば大丈夫なんじゃないかっていう声があるときにありました。私もそういう声を代弁させていただきました。今、実績がどうなっているのかをお伺いしたいと思います。

小原教育政策課長

ただいま吉田委員より、変形労働時間制の活用状況、実績についての御質問を頂戴いたしましたところでございます。

変形労働時間制については昨年度から導入いたしておるところでございますけれども、まず令和3年度で申し上げますと、小学校では115名の教員の方が、中学校では5名、高等学校では7名、特別支援学校では33名と合計で160名の方が御利用されておるところでございます。これにつきましては1月末現在と御理解いただけたらと思います。

令和4年度1月末現在の数字を申し上げますと、小学校が74名、中学校が6名、高等学校が1名、特別支援学校が19名で計100名となっているところでございます。

今年度につきましては、昨年度より60名程度減っているところでございますけれども、この理由といたしましては、変形労働時間制につきましては夏季休業期間中などのときにまとめて休暇を取るという制度でございますけれども、ちょうど今年度につきましては、第7波が夏に直撃したこともございまして、その時期の予定の見通しがなかなか立ちにくいということもございまして、今年度は利用を差し控えていたという声も聞こえているところでございますので、そうしたことが影響しているのではないかと考えているところでございます。

吉田委員

利用された教職員の方が令和3年度で160名、今年度が途中でですけど100名いらっしやっただということで、制度があることで利用される方がいたというのはいいことかなと思います。

時間外在校等時間の把握について心配していたことについては、事前委員会で山田委員が質問され、昨年と比べると横ばい程度だったと思うんですけども、この中に変形労働時間制によって超勤をされた時間は含まれていると考えてもよろしいでしょうか。

小原教育政策課長

ただいま時間外在校等時間の把握ということで、事前委員会でも御報告申し上げた数字なんですけども、この変形労働時間制とは分けて整理しておりますので、これの分と重複しておったりとか、そういったことはございません。

吉田委員

それでは懸念していた時間外在校等時間っていうのが、御本人が希望されてということで、それでいいかと思うんですけれども、教職員の働き方改革の第1歩となる実際の労働時間をきちんと管理するっていう面からいえば隠れてしまっているっていう不安があるんですけれども、御本人がそれで休暇を代用して、そっちを選択されてるっていうことはよかったです。

でも、時間外在校等時間を把握するという意味から、忙しい時期、イベントの時期とかは時間外在校等時間が長くなるのは仕方のない部分でもあるんですけれども、そこら辺が少し懸念が残るところだと思います。

もう一つ心配されてたのが、県全体で100名以上ぐらいということで各学校では数名になるのでそういう心配はないかもしれないんですけれども、管理職の仕事の量について休みの調整とかで手間が掛かるんじゃないかという心配もあったんですけれども、その辺の声なんかは把握されているでしょうか。

小原教育政策課長

ただいま吉田委員より、時間外在校等時間の把握や、それに伴ういろんな管理職また教員の皆さんの声という御質問を頂戴したところでございます。

事前委員会でも御報告申し上げましたように、時間外在校等時間につきましては適切に把握することがまず一丁目一番地の働き方改革の取組と認識しているところでございます。正確な勤務時間の把握なしに働き方改革はないと考えているところでございますので、それにつきましては様々な形で周知また啓発を行っているところでございます。

そしてまた、管理職をはじめとしまして教職員の皆さんのいろんな意見ということでございますけれども、これまでいろんな学校への働き方改革の取組の出前講座でありますとか、働き方改革推進チーム会議といった各校種を代表する教員の皆様方からお話を聞く機会を設けるなどして、可能な限り意見の聴取には努めているところでございます。

また、変形労働時間制についての意見ということで申し上げますと、この制度を利用した教員の方から聞いた話でありますと、夏休みにこの制度を利用することによって、今まで以上にゆとりができて、精神的にはかなりリラックスできたという声も聞かれているところでございます。

こうしたことから、この制度導入について一定の効果があつたのではないかと考えております。私どもといたしましては、働き方改革の推進につきましては、特効薬のような取組はないものと考えておまして、いろんな取組を総力戦で進めていくことが大事と思っております。変形労働時間制と合わせて、年次休暇の起算日を1月であったものを9月に見直したり、また、学校閉庁日の普及を図るなど、様々な休日やリフレッシュする時間を取得するような取組を、総合的に進めているところでございます。

今後も、先ほど申し上げましたように、時間外勤務の時間をしっかり把握しマネジメントをしながら、こうした様々な取組を総力戦で進めてまいりたいと考えているところでございます。

吉田委員

あと少しだけこの件について質問させていただきます。今、時間外在校等時間について

しっかり把握に努めるということだったんですけれども、前の委員会で月45時間以上又は月80時間以上、時間外に在校されたことが年間を通じて1回でもあった方の人数というか、パーセンテージを教えていただいたと思うんですが、正確な時間をつかむには、1回でもというのに加えてもう少し実態を把握できるようなシステムにならないかなっていう要望を改めて、今はシステムで難しいということをお聞きしていますので、また来年度に向けてより詳しい把握の仕方についてもできるように検討していただきたいということをお願いいたします。

あと、変形労働時間制度について取得された方のメリットは本当によかったと思うんですけれども、これを取得するために、ふだんの無理な勤務がない方しか使えないような幾つかの条件があったと思うんです。その条件を使えない教職員の方の働き方が本当に大変だということで、その辺も含めて特効薬はないし総力戦でということで、これは一つの制度だと思うんですけれども、時間の把握も含めて要望したいと思います。

岩佐委員長

午食のため休憩いたします。（12時04分）

岩佐委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。（13時03分）

それでは、質疑をどうぞ。

吉田委員

あと二つ質問があります。

最初に、校則についてお聞きしたいと思います。令和2年度に文教厚生委員会に所属していたときに、いわゆるブラック校則をなくしていくために、学校の校則がホームページに公開されることによって一般の目にさらされて、いろんな意見をもらったり批判をもらったりという中で、それが効果があるのではないかとということで、校則を公開してはどうかという要望をさせていただいたことがあるんですけれども、現在、校則の見直しの取組について、ホームページの公開状況も含めてどうなっているかをお願いいたします。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま吉田委員から、校則のホームページ公開と見直しの現在の状況について御質問を頂きました。

校則は児童生徒が学習や生活を行う上での規律として定められているものであり、学校運営の責任者である校長が定めるものです。学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は絶えず積極的に見直す必要がございます。

文部科学省におきましても、昨年度6月に校則の内容を絶えず積極的に見直す必要がある旨の通知が出されたところです。加えて、今年度12月には教員の生徒指導の手引書である生徒指導提要が改訂されまして、その中で児童生徒の主体性を生かした意見を反映できる工夫などが求められているところでございます。

これを受けまして、県教育委員会では今年1月に、各学校においてこれまで以上に適正

な校則の運用や見直しが図られますよう、児童生徒が主体的に参画できるように配慮することや、校則の意義や制定した背景について児童生徒が理解できることなど具体的な運用の見直しの視点を示しまして、全ての県立学校に通知しましたところです。

そのような中、昨年度からは全ての県立学校のホームページにおきまして制服の公開を行っておりまして、進学予定の生徒や保護者の判断材料の一つとなっているところです。

県教育委員会といたしましては、今後も校則の見直しや運用について児童生徒の主体的な参画を促しまして、適正な見直しが行われるように働き掛けてまいります。来年度10月をめどに、全ての県立学校の校則をホームページに公開したいと考えております。

吉田委員

文科省が方向性を示したということと、あと1月には県教委さんから具体的な見直しの視点を指示していただいたということで、国からも県教委からも絶えず見直していくよという流れが起きているということで歓迎すべきことかなと思います。来年度の10月をめどに全校がホームページに公表するというのも、とてもいいことだなと思います。

教育大綱の改定で大きく変わったところが午前中にありましたけれども、将来ビジョン編で新しく未来社会の創り手というのが入ったということで、考える力、変える力を育む教育というのは学力、体力とともに最も大切な力じゃないかなと思うんです。

18歳以上に選挙権が導入されて何年かたつんですけれども、徳島は若い人の投票率が低いということで、日本ではよく自分一人が投票しても何も変わらないんじゃないかっていうようなことも聞いたりするんですけれども、北欧では、学校教育の中で校則とか決まりとかを絶えず見直すような環境に育って、おかしいことは自分たちで意見を言って変えられるという自信みたいなものが学校教育の中で生まれているから、自分たちで考えて変えることができるっていう自信から投票率がすごく高いと、県内の大学に留学している北欧の地域の方がおっしゃってました。

校則というのも一つのきっかけなんですけれども、いまだに子どもの権利条約を批准している国なのに、眉をひそめるような校則、例えば髪の色が黒くなかったり、縮れ毛の人は届出をしなければいけないとか、雪の降るような寒い日に防寒着を着るのに許可を得なければならないというのも聞いたりしますので、身近なところでなぜだろうと考える力を育てていただくっていう点でも、校則についてはいいきっかけじゃないかなと。人権問題からもそう思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

美馬市の中学校とかでも進んで子供たちが主体になって見直したり、私の地元の吉野川市でも全部の学校の見直しは1回は終わったというようなことで、現場は進んでいるのかもしれないけれども、そういう視点を持ってよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つの質問なんですけれども、不登校の生徒の受皿についてお聞きしたいと思ひます。学校っていう社会で、校則の例でもありましたけれども、人権が十分に尊重されているとは言えないような社会じゃないかなって感じる中で、不登校者が増加傾向にあることと無関係ではないんじゃないかなと思います。

関連のような質問なんですけれども、徳島県では学校に行きづらい子供さんを、学校として保健室登校とかの対応を行っていると思うんですけれども、そういう対応は各学校でされてるんでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま吉田委員より、各学校において保健室登校等の対応をとっている状況はどのようなものかという御質問を頂きました。

各学校におきましては、まずは不登校にならないように未然予防ということで、学校の中で充実した活動を通しまして、未然予防に努めております。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等々、教育相談の充実によりまして早期発見につながっているところです。

そんな中で学校に来れない、来づらい児童生徒が増加しております。学校といたしましては、保健室であったり空き教室を活用いたしまして、空いている教員等が安全管理も含めまして、そこで一緒に教室に入れない児童生徒への対応を行っているところは増えてきていると認識しております。

吉田委員

保健室対応とか空き教室で対応されている学校が増えてきているという御答弁だったと思うんですけども、全ての学校ではそうならないということではよろしいでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

全ての学校でしているかどうかについての詳細なデータはございませんが、各学校において、それぞれ空いている教室等があれば活用していると聞いております。

吉田委員

分かりました。私の身近な周りにも不登校の生徒さん、児童さんが増えてきたなという感じで、多いところではクラスに七、八人いるようなこともお聞きしています。いろいろな未然予防、カウンセラー、教育相談等もやっていただいているということですが、いわゆるフリースクールとかオルタナティブスクールっていうのも各地にあると思うんです。フリースクール等についての県内の設置状況というか、どういう学校がどのぐらいその地域にあるかっていうのを把握されている範囲でお願いします。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま吉田委員より、不登校の児童生徒が通うフリースクールの県内の状況について御質問いただきました。

フリースクールとは、一般に不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設をいまして、その規模や活動内容は多種多様でして、民間の自主性、主体性の下に設置、運営されております。国の明確な基準や定義は定まっていないところです。

県教育委員会では、個々の児童生徒に応じた市町村教育委員会が設置する教育支援センターなどの学校以外の学びの場に通う子供への支援が大変重要であると認識しております。

本県のフリースクールの状況につきましては、令和5年1月現在、正式な定義がございませんので、県教育委員会が認識しているものとしまして5市2町に9施設を把握してございます。

吉田委員

フリースクールについては明確な定義とかがないっていうことで基準もないというお話だったんですけれども、この件に関しては国の財政的支援を求める意見書ということで、岩佐委員長を中心に議会でも準備しているところです。今後、子供に関する予算が国でも増えていくということで、こういう場所を設置しやすくなる方向に行くことは間違いないと思うんです。

今、5市2町で9施設ということだったんですけれども、これも増えていくと思われまます。私の地域でもそういうところを作ろうかっていう動きがあり、場所はいろんな施設が空いていたりして確保できるかなっていう感触なんですけれども、そこで子供さんを見てくださる人材ってというのが、クエスチョンマークが付くようなところなんです。

今の御答弁でありました市町村の教育支援センターなどで受け入れているところもあるということなんですけれども、この人材についてはどういうふうな認識を今されておりますか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま吉田委員より、不登校支援のための市町村の教育支援センター等での人材についてということで御質問いただきました。

先ほども申しましたが、徳島県内におきましては14の市町が教育支援センターを設置しており、そこにおきまして学校に通っていない児童生徒への支援を行っております。市町によりまして、市町村の教育委員会の方が支援を行っていたり、そこで支援員を雇っていたり、退職した教員が行っていたりしております。できるだけきめ細やかな支援のためにはたくさんの支援員が必要であると考えております。

吉田委員

14市町の教育支援センターと、5市2町に9施設のフリースクール的なものがあるということで、やってることは多種多様で、子供さんの行き場所というか、おれるところがあったら多種多様でいいと思うんですけれども、なるべく県内くまなく、そういうところが人材も含めて配置できるように、教育委員会としてもいろいろ研究、検討していただきたい課題であると思うんです。

そのあたりについて御答弁はいいので、そういう予算の確保というのはやはり教育委員会が主体になるんでしょうか。

蔭山いじめ問題等対策室長

ただいま吉田委員より、支援員と申しますか、予算面についての御質問を頂きました。

徳島県教育委員会としましては、市町村が運営する教育支援センターを不登校支援の中核と捉えまして、これまでスクールカウンセラーの派遣であったり、各センター間の連携

強化、機能強化を図るための連絡会の開催など側面的支援を行っております。

今年度、それに加えて、学校以外の場で学習活動等を行う不登校児童生徒に対する効果的な支援を検討するために、徳島県不登校に関する児童生徒支援協議会を立ち上げました。ここには教育支援センターに加えて、市町村教育委員会の不登校支援担当者、またフリースクール等の民間団体も交えて、教育支援センターの機能強化もありますが、民間施設等の情報共有や連携を図る場を今年度から設けたところです。1月にも2回目の協議会をもっております。

今年度初めてフリースクール等の連携を始めたばかりですので、まずは実態把握であるとか情報収集に努めてまいりたいと考えております。

予算面については最初に申しましたが、フリースクールの定義等々も定まっていない状況でございますので、国の動向であったり、他県、市町村の動向も注視しまして、情報収集に当たってまいりたいと考えております。

吉田委員

フリースクールというのはもう随分前から存在してるんですけども、今、学校の中の様々な価値観の多様化とか管理がだんだんきつくなっているというような保護者の御意見とか、先生も行きにくいし、子供たちも行きにくいような方向に、はからずも行ってるような感じがしています。

そんな中で、初めて協議会を今年度立ち上げられて情報共有、連絡が始まったばかりということではありますけれども、これからますます本当に社会が多様化する中で、フリースクールとか教育支援センターの役割が多分、大きくなっていくのかなと思いますので、しっかり教育委員会のほうでも今後も取り組んでいていただきたいと思います。以上、要望して終わります。

山田委員

私のほうからも数点聞きたいと思います。まず、藍住町の学校給食用の肉の調達をめぐる官製談合事件についてお伺いします。この事業については、子供にも生産者にも非常に良い制度だと私は思います。コロナ下での特別事業というだけではなくて、食育の観点からも重要な取組だと。学校給食の現場で起こった今回の問題は、農林水産部が事業主体ということは経済委員会でもいろいろ議論されているようですけれども、県教委としてどういうふうな連携をとったのか、また県教委として学校給食の現場で起こった今回の事件をどう認識しているのかという点について、まずお伺いします。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま山田委員から、藍住町における学校給食の食材調達における官製談合疑惑についての御質問を頂きました。

まず、委員お話しの事業につきましては令和2年度に実施されたものでございまして、農林水産部の担当課より学校や市町村に対して周知の協力要請があり、事業の内容を体育健康安全課から給食を実施している各市町村教育委員会等に周知したものでございます。

事業への参加を希望する場合は、直接農林水産部の担当課に申し込むこととなっております。

まして、教育委員会としては市町村教育委員会等に事業を紹介した形となっております。

また、逮捕事案を受けた教育委員会の見解ということでございますが、学校給食につきましては、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ることや、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食習慣を養うこと等を目的として実施されておりました。教育課程における活動と関連付けて行われる重要な活動であると認識しております。

本事案につきましては、現在警察による捜査が進行中であると聞いておりますので、その状況を注視してまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

重要な活動を注視しているという答弁でした。今回、藍住町の官製談合が疑われる事態となったのは当然重く受け止めて徹底した再発防止策が必要になってくると思うんですけども、さきの経済委員会で、達田委員の質問に対して畜産振興課長から学校給食の調達方法は、調査や指導は行えない所管外との答弁があったと聞きました。もちろん、一定の調査をしとんですけど、そこで基本的に所管外だと経済委員会で明言してるわけですから、今後のいろんな調査、再発防止策等々は基本的に畜産振興課などと連携して、県下の調達状況を調査して不正防止策を図ることが県教育委員会としても必要になってくるんじゃないかと思うんですけども、この点はどうですか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

山田委員から、各市町村の食材調達の状況等について責任を持って調査をしないのかというような御質問を頂きました。

学校給食における食材の調達につきましては、学校給食を実施する各市町村において行われているものでございます。県教育委員会においては、これまでも各市町村教育委員会と連携しまして、本県における学校給食をはじめとする教育活動が適切に実施されるよう努めてきたところでございまして、引き続き地方教育行政の組織及び運営に関する法律をはじめとする法の趣旨も踏まえて、各市町村教育委員会に対し必要な助言であったり情報提供を行い、本県における学校教育が適正に運営されるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

いや、何ともきれいな言葉で言われたけれども、経済委員会では畜産振興課のほうは基本的に所管外だと、再発防止策について各自治体で検討すると考えると、今もそういうことが出ただけだね。

これだけ重大な事件が起こって、徹底的に検証して調査して再発防止を図るということで見たら、畜産振興課と教育委員会の担当のほうでしっかり連携をとって市町村へアドバイスもするし、聞き取りもするということが必要でないでというのが質問の趣旨なんです。

一方では、経済委員会では所管外だと、教育委員会のほうでは連携してやりますわ。責任の所在がほんまに不明確になっとる。所管外は所管外なんですよ。しかし、正に自分ら

が教育委員会と連携して一生懸命解明するというのが当たり前だと思うんですけども、そういうふうになってない。そういうふうにはなかなか受け取れない答弁でした。

だから、そういうことを言うたら、やはり教育委員会が、もちろん教育委員会単独では言いません。畜産振興課とも緊密な連携が要るけれども、こういうことが何で起こったのか、起こさないために何が重要かということについては、やはりきちんと調査して再発防止策を練りあげることが必要じゃないですかというのが質問の趣旨です。もう一回御答弁ください。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

山田委員から、教育委員会として農林水産部とも連携して調査を行っていくべきではないかという御質問がございました。

先ほど申しましたように、今回の事案が発生しました自治体においては現在、警察の捜査が行われておりまして、県教育委員会といたしましても今のところ報道ベースの情報しか把握していないところでございます。

現在はその状況を注視しておるところでございますが、今後事案の詳細が明らかとなった場合、その状況に応じまして、各市町村教育委員会に対する必要な助言等に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

今の答弁は、畜産振興課は所管外と言うとんやけど、連携をとってきちっと調べて再発防止策を練り上げます。こういう答弁だということでもいいんですね。そういうことですね。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

山田委員から、再発防止についての御質問がございました。

事案の詳細を確認させていただいて、必要に応じて必要な対応をとってまいりたいと考えております。

臼杵副教育長

山田委員から、今回の事件に関する県教委としての調査を今後しないのかというところですけども、学校におけます食材の購入につきましては、設置者であります市町村において責任を持ってされているところでもあります。購入のやり方についても市町村によって差があるかと思えますけれども、それぞれの自治体の規則ですとかそういったものに基づいて市町村の責任においてされていると認識しております。現時点におきまして、私どもで調査をするという考えはございません。

山田委員

臼杵副教育長が出てきてああいう答弁をしてくれるんやけれども、やはり私は県教委としてきちっと再発防止策を含めて、市町村が検討主体なのは知ってます。だけど、県教委としてもこれだけの事件が起こったんやからということで、これはもう皆さんからも当然

そういう要望があると思います。是非ともその点は、臼杵副教育長の答弁を撤回していただいて、県教委としても畜産振興課と一緒に、その詳細が明らかになった以降、対応をしっかりとってほしいということを強く要望しておきます。

次に、学校給食の問題についてもう1点聞いておきたいと思います。今日も重清委員から民活エアコンの問題が出て、生活実態が本当に大変な状況になってると出ました。その面で、やはり保護者負担の軽減というのは本当に重要な取組で、教育費の負担軽減というのは重要なところなんです。その一つの大きな柱が学校給食です。1人当たり5万円程度、3人おったら15万円という状況もあるわけですがけれども、そこで学校給食について、県内でも臨時交付金を活用して保護者負担の軽減を図られていると前も聞いたんですけど、直近の県内の状況について端的にお答えください。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

山田委員から、臨時交付金を活用した県内の給食費の保護者負担軽減の状況について御質問がございました。

県教育委員会において把握しております、国の臨時交付金を活用して給食費の保護者負担軽減を実施している県内自治体は2月現在、19市町村となっております。完全無償化を実施している1市1町を含めると、21市町村において学校給食の保護者負担の軽減が何らかの形で図られているところでございます。

山田委員

21市町村が臨交金を使って、いろんなメニュー、中身があるけれどもそういう状況だと聞きました。そういうことで、この給食費の免除問題は非常に重要で、本県でも今話がありました三好市、神山町で給食費無償化が実現しております。この無償化、免除を含めて全国でも200を超える254の自治体に広がってます。県レベルや政令指定都市などでも無償化の動きが非常に強まっています。その状況を御報告ください。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

山田委員から、給食の無償化に係る全国の状況について御質問がございました。

前回の委員会でもお答えさせていただいておりますが、千葉県が本年1月以降、国の臨時交付金を活用し、第3子以降の子供について給食費を無償化し、県内の市町村にも補助金を出しており、千葉県内で54ある自治体のうち46の自治体が第3子以降の給食費の無償化を3月まで実施していると聞いております。

また、東京都では特別区23区のうち七つの区が、令和5年度から小中学校の給食費の無償化を打ち出し、また別の一つの区については、中学校の給食費を無償化する方針であるといったことも聞いております。

山田委員

今も報告がありました千葉県は、第3子以降の子供を対象に臨交金で対応した。全国的にここがそのまま行くのかやめるのかというのが焦点になってます。これは情報を知ってるかどうか、千葉県では新年度に14億円を予算計上して継続するという状況になってま

す。

また、東京のことも言われました。徳島から近いところでは、大阪市がコロナ対策で過去3年実施してきた小中学校の給食無償化を今後、期限を切らずに継続するという方針を固めたという動きも出てます。人口が比較的大きい、もちろん自治体の負担も大きいところでもそういう動きが出ているわけです。

本県は、全国の進んだ取組をどう評価して、県にしてもわずかですけれども臨交金で対応してきました。臨交金というのは期限がある。だから、千葉県のように新年度をどうするかというのが、それぞれの自治体に問われとるわけですけれども、県の対応を含めて、もうこの3月末で終わりというものなのか、引き続き今の厳しい状況は余り変わっていないわけですから継続するものなのか、この点について御答弁ください。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

山田委員から、臨交金の終了に当たって、今後どのように取り組んでいくのかという御質問を頂きました。

昨年から物価の高騰が続いておりまして、学校給食にも影響が生じております。本年は先ほど申し上げましたように、多くの市町村で国の臨交金を活用して給食費の保護者負担軽減を図っている状況がございますが、民間の調査会社の調査によりますと、今後も加工品を中心に4月までに1万品目を超える値上げが見込まれるというようなことも聞いており、市町村においては来年度給食費の値上げを検討しているところもあるようでございます。

こうした中で、県教育委員会では臨交金が終了するというところで、先日、全国都道府県教育委員会連合会を通じまして、臨交金担当の内閣府特命担当大臣及び文部科学大臣に対しまして、学校給食費の負担の在り方について国において整理し、財源を含めて具体的な施策を示すことや、考え方の整理に時間を要する場合は臨時交付金を継続し、当該交付金の活用対象に保護者負担の軽減を図るための給食費の支援を位置付けることについて要望を行ったところでございます。

引き続き、食材の価格でありましたり、また県内の学校における給食の実施状況等及び他県の状況等を注視しまして、必要に応じ対応を検討してまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

ということは、端的に聞いたら、このまま県としては臨交金が仮に終了する場合でも継続していくよという認識でいいですね。

臼杵副教育長

山田委員から、現在行っております県立中学校に対して給食費の支援に対して、次年度どうするのかというところでございます。

今年度はお話がございましたように、臨時交付金を活用いたしまして、県立中学校の給食費の値上がり分につきまして支援をしているところでございます。現在のところ、都道府県教育長会を通じまして要請もしておるところでございますけれども、現時点で、今後

の臨交金の在り方というのは明確になっていないところであります。

次年度におきまして、県立中学校の給食費への支援をどうするかというところは、今後の状況を見まして、その状況を踏まえまして検討していきたいと思っております。

山田委員

今、4月から1万品目という話も出ました。大変な状況が続いとんです。県教委の動きって市町村教委と全部連動するわけだから、そういう面で言ったら、しっかりこの状況を受け止めて、私自身は是非とも国に働き掛けるのは当然です。しかし、県としてもそういうことについてはしっかり維持してほしいということ強く要望して、動きを注目していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に、県単教員の問題について、県教委の中でやはり一つの中心的な問題は教員不足の問題が先ほども出ましたけれども、徳島県の場合は35人以下学級を中学校まで取ったのは四国の中で徳島だけなんです。この面では非常にすばらしい取組なんです。だから学級数で見たら、全国47都道府県と20の政令指定都市、計67の自治体の中で16位と、学級編制数では全国の中でも徳島県は比較的高いです。

しかし一方、学校の先生の配置数を見たら、これは前回の委員会でもやりました。真相課長からも答弁がありました。残念ながら、現時点で67の自治体のうちの64位と最下位クラスにいます。そのことが僕自身はやはり教育現場のいろんなしわ寄せ、教員の多忙さ、過重労働、また行き届いた教育がなかなか実現できないというところにあるのかなというのをずっとこの間、この委員会におりまして考えてきたわけです。

特に、徳島県の充足率が99.4パーセント、鳥取がトップで109.5パーセント、鳥取が約1割教員が多いんです。この差は県独自の予算で教員を200人雇ってる鳥取県と、一人の教員も雇っていない徳島県との決定的な違いだと思います。こういうふうな状況は、徳島県は何もしてないんじゃないかという声さえ聞くような状況になっています。

そこで、この問題を幾つか質問していきたいんですけれども、文部科学省の学校基本調査によると、実際の学級数と標準学級数に関する報告書による標準学級数に差があると。その数は県教委の35人学級による増学級数よりもはるかに多いと、平成27年以降は50から60学級多い状況になってる。標準学級数に対して徳島県の実際の学級数が多いのは、中3までの35人以下学級が大きな理由の一つではあるんです。その資料ももらいました。

しかし、それよりもはるかに多いという状況なんですけれども、これはどういうことなんでしょうか。

真相教職員課長

今、山田委員より学級数が多いというお話でございました。

先ほど委員からありましたように、35人学級で令和3年度の小中学校であれば、増えた学級数118に対して承認学級数は131でございます。ただ、それ以外の数字につきましては申し訳ございませんが、私どもは現在把握しておりません。こういった状況でございます。

山田委員

把握してないと言っても、文科省資料ですよ。令和元年は199、それから令和2年度は175、令和3年は172という数字が文科省のほうで示されているわけです。さっき言われたように、例えば令和3年度で見たら35人学級は131という数字、ほかの委員と空中戦になってもいかんけれど、そういう状況が出てるということについては、後で結構ですから、きちんと報告してください。場合によっては国のほうにも改めて問い直さんといかんことになるかと思っておりますので。

それはそれとしてお願いしたいということと、県教委の資料でも35人学級での増学級数に対して、国加配定数は学級数の1.1倍程度。これでは教員が足らんようになるんじゃないかと。小学校でも担任に空き時間を作って専科が必要やし、中学校になったら週30時間の授業もあって1.5倍の教員配置してでも授業は20時間と現状より多くなると。だから、国加配以上に県で独自に配置しないと教員の多忙、過重労働がずっと続くという状況になるんじゃないかと思うんですけども、この点はどうですか。

眞相教職員課長

今、山田委員より、教員を増やすべきとの御指摘でございますが、将来を担う子供たちの豊かな学びと確かな成長のためには、教職員が子供たちと向き合える教職員定数の確保と改善が重要だと我々は考えております。

これまでも本県では国に対しまして、徳島発の政策提言でございますとか、全国都道府県教育長協議会の特別要望において教育の質が図られるよう、各種加配定数の一層の改善や充実について積極的な働き掛けを行い、少人数学級や特別な支援が必要な児童生徒への指導等において、教員の定数改善が図られてきたものと考えております。

県教育委員会といたしましては、これまでの取組により教員定数の一定の改善を図ったこともあり、今後もまずは定数を改善することで本県の教育の充実を図っていきたいと考えております。

それに加えまして、本県では学級規模に応じまして、学級規模定員配当表というものがございまして、その規模に基づきまして教員を配置しております。それで、ホームページ上で他県の学校規模別定員配当表が見れますので、そちらでも確認しましたが、本県の配当表と大きな差異はなかったものと認識しております。

ただ、この配当表だけで教員を配置するのであれば、各校それぞれに教育課題等もありますので、その課題を解決するためには、我々は加配を配する必要もありますので、市町村教育委員会であるとか校長とのヒアリング等を通じながら、また管理主事等による学校訪問を通じながら、学校の実情に応じた配置というのを全県的な視野で適切に行っているところでございます。

山田委員

眞相課長からそういう答弁やけれども、この学級数に見合う教員配置が十分できてないことが、現在の教員不足を深刻にしとんちゃうかと。特に、教頭が担任するだの、校長が授業を持つだのっていう声があちらこちらから聞かれる状況になってます。

というところから見たら、この学級数に見合う教員配置ですね。定数改善は確かに全国都道府県教育長協議会などでも要望しています。そのとおりです。そのことに異論を挟む

つもりは全くない。しかし、35人学級を実施する上で、ほかの県はその上に県単教員をかなり積んでます。鳥取県だけじゃありません。だから、徳島県でも学級数に見合うような教員配置をしていくことが必要ちゃうでと、現在の教員不足を深刻にしとんはそこが問題ちゃうでというのが私の思いなんですけど、いかがですか。

真相教職員課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、本県では先ほど申し上げましたように、学級規模別定員配当表に基づき教員を配当しておりまして、これは私も比べましたけれども他県と大きな数字の差異はございませんので、そういったところを踏まえながら各校の課題等もございまして、そちらに加配等をしながら学校の課題、実情に応じながら適切な配置をしてまいりたいと考えております。

山田委員

別の角度からもう一つ教員不足の問題で、臨時教員不足の問題について聞きたいと思えます。この5年ぐらいで定数内欠員補充教員数及び定数崩しによる非常勤講師数の変化及び定欠と言われても分からない人もいるので、この言葉の概念も含めて御説明いただけますか。

真相教職員課長

まず、定数内欠員補充教員の概念について説明させていただきます。

学校の教職員の定数でございまして、いわゆる標準簿というのがございまして、それを基に配分されるものでございまして、子供の数、クラス数であるとかそういったもので算定される、いわゆる基礎定数というものがございまして。

それに加えて、先ほど私が申しましたように教育課題等に対応するための加配定数がありまして、加配と基礎定数を合わせて学校の教員の定数が決まっております。

そういった定数に基づきまして、本県にも国から定数が下りてくるのでございまして、正規の教員をその定数全てに配置することは、今生徒数が減っていきまして、教員の数が減少していく傾向があります。ですから、正規の教員を全て埋めるということではなくて、その定数内の欠員として臨時の教員を配置しておりまして、こちらは他県も同様に定数内欠員補充教員を配置しております。それがいわゆる定数内欠員補充教員の説明になります。

あと、もう1点ございまして、定数崩しの概念の説明ということでございまして。こちら標準簿のほうに規定されておりまして、正規教員の教員定数を分割しまして、非常勤で任用することができるというものでございまして。

こちらにつきましては、特色ある教育活動が展開できるようにということで、国の認めたものでございまして、本県におきましても教員の定数を崩しまして、非常勤の時間数に充てているというものでございまして。

委員の御質問は定数内欠員の教員の数と非常勤の数ということだったかと思いますが、まず小中学校の数で申し上げます。平成30年は定数内欠員補充教員は260名、令和元年につきましては315名、令和2年につきましては324名、令和3年につきましては351名、令

和4年につきましては406名でございます。

あと、もう一つ非常勤の講師の数でございます。小中学校の数で申し上げますと、平成30年は47人ということになります。令和元年は57人、令和2年は85人、令和3年は72人、令和4年は142人でございます。

山田委員

今、答弁がありました定欠の増加、定数崩しによる非常勤講師の増加が臨時教員不足を生み出した大きな原因になっていると私は思うんです。

特に、今説明ありました昨年度と今年度を比べたら、定欠と定数崩しによって125名もの臨時教員が必要となってる。臨時教員が減ったのではなくて、必要数を県教委が増やしたことが原因だと。臨時教員不足と言われるんですけども、臨時教員の必要数をこれだけ増やしたら、より足りなくなるのは明らかじゃないかと思うんですけども、この点いかがですか。

真相教職員課長

まず、非常勤のほうから御説明を申し上げたいと思います。

非常勤の数が増えておる現状でございますが、特に新任をはじめ若手教員にとって4月5月がスムーズにスタートを切れるかどうかというのが大きな課題であります。

そんな中で、メンタルダウン等も防ぐために、今年度に関しましては退職したベテラン教員を非常勤講師として配置しまして、若手の授業のことであるとかその準備、また、校務分掌をサポートする役割を担っていただきまして、学校からは非常に好評を頂いております。ベテランの教員もフルタイムで働くにはきついと。ただ、学校のために何かしたいということで、非常勤であったら働きたいということで、そういった若手のサポートで、本年度85校にそういった非常勤を配置しておりまして、そういった形で非常勤が142名になっております。

ただ、先ほど申しましたように、退職されたベテラン教員の中には、こういったことで学校現場に貢献したいということ。それと若手にとりましてもサポートが得られるということで、非常にいいシステムだと思っています。確かに講師の数は要るんですが、学校の現場をしっかりと支えるために、我々としてはこういった非常勤の先生方を配置しているのが1点目でございます。

あと、もう1点ございまして、そちらが定欠の増加というところでございました。

本県につきましては、現状では定数内の欠員教員は増えている状況でございます。

ただ、令和5年度から定年延長が始まるということが大きなことになっておりまして、2年ごとに退職者がいないといった状況が生じることになっております。

また、本県では生徒数が減ってきておりますので、そういった中で教員定数が減少傾向にあるということもあります。我々としては、採用につきましては年齢構成等も踏まえながら中長期的な計画で行っております。

そういった関係上、定数内欠員に教員が増えたということで、文部科学省のほうにもデータがございまして、全国的には次年度以降の採用数については、小中学校で約3,000人減るというデータもありまして、退職者がいない状況で定欠が要るという状況を御理解

いただけたらと思います。

生田教育次長

先ほど課長のほうから、定数崩しに伴う非常勤講師の配置の話がございました。

私も学校現場で校長をしておりましてけれども、いわゆる短時間勤務の方をたくさん配置していただくということは、子供たちにそれだけ目が行き届くというメリットもございます。

また、最近、ティーチャーズバンクの登録者の中で、高齢の方を含めてライフスタイルの中で短時間勤務を望まれる方もたくさん増えております。そういうマッチングということからしても、学校現場にとってメリットも大きく、そういう方にとってもメリットがあるというところで、今年度に関しては先ほど話がありましたように、若手のサポートというところに重点を置いて配置したところでございます。

山田委員

今、生田次長からそういう答弁がありました。

そうしたら聞きますけど、本来、代替教員に非常勤を充てる場合はあるんですけども、その場合、この状況が未配置の件数に入っているのか。この前、県内の未配置が11件という状況が今どうなったのか、合わせて答弁いただきたいのと、先ほど来、話があった非常勤講師は本人の希望によるものなのか、県教委の定数や財政の問題で非常勤講師としているのかという点についても、御答弁ください。

真相教職員課長

まず、教員不足の件で、その中に非常勤の数を入れているのかということでございます。

我々としては教員不足に対応できてるかどうかということで考えておまして、非常勤で対応できた場合には教員不足ではないということで、11月には非常勤で対応した数字は除いております。

今年度2月現在の教員不足の状況ですけれども、小中学校では5人、上がっております。特別支援学校では5人ということで10人となっております、前回11月に申し上げた11人よりは若干減っております。

それと、非常勤を希望されているのかどうかということでございます。

それにつきましては、特に年度途中で講師になっていただくことが多いんですが、当然、我々としましては面接をしながら個人の希望等を聞いてまいります。その中で、今傾向といたしましては、特にそれぞれ生活のこともありまして、年度途中で面接している方の多くは非常勤でお願いしたいと聞いておりますので、そういった状況で本人の希望を聞きながら実施している状況でございます。

山田委員

本人の希望だということですね。そうしたら本来は本人が常勤を希望すれば常勤になると。さっき言った定数1のところを3人に割って非常勤を充てたりしとるわけです。きち

んとメンバーを配置したら十分いけるんだけど、本人が非常勤じゃなくて常勤を希望するといった場合は、本人希望であればそういうことも言えるんですね。

真相教職員課長

非常勤で就いてる方が常勤を希望した場合というような御質問だと思います。

様々なケースが考えられるかと思うんですが、例えば病気で休まれた方の補充の先生を探している場合、普通であれば人がいれば常勤ということになりますが、その方の状況で非常勤しか希望できない方がいらっしゃって非常勤でやってる場合、その方が常勤でも構わないのであれば当然補充でございますので、その場合は常勤をお願いするというところでございます。

山田委員

条件もありますけれども、本人が常勤を希望すれば常勤にすることもあり得るという答弁でした。

これは非常に重要な答弁だと思うんですけれども、端的に聞きます。私が聞いた範囲では、こんな声があったんです。補充教員の配置については今、教頭が走り回ったり、校長が走り回ったりという状況がいろんなところで出ると。この先生方から、本来、補充教員の配置については設置者の義務であり、校長や学校で探すものではないと思うと、この点を是非とも県教委で聞いてくれと。我々もしゃかりきに走り回るとるけれども、そうせんと子供たちに行き届いた教育ができんような状況になつとんで。これはどういうふうに認識するんですか。

真相教職員課長

今、講師の配置につきまして、設置者ということではなくて県教委の任命責任という意味合いなのかなと理解したんですが、当然、我々も講師は本当に探しております。管区担当であるとか、そういった講師担当がおりまして一生懸命探しています。できるだけ速やかに講師を付けるために我々もしているんですが、より地域の実情に詳しい学校等の御協力を頂いているところも事実でございます。

ですが、我々としましては、学校であるとか地都市教委等と連携しながら、できるだけ学校に未配置がないように対応したいという思いを強く持つておるところでございます。

山田委員

だから、基本的にはやっぱり県教委がこの面での仕事は主に受け持つというのが当たり前じゃないかという学校の先生方からの意見っていうのは、もちろん連携をとりながらっていうのはあるにしても、主はどこかといえば県教委や市町村教委ということになっているわけですが、そこははっきり踏まえてやってほしいと思います。

あと、対策の問題で文科省も認めてる産休先行配置の実施ですね。来年度、徳島県は配置する見通しなのかということと、来年度、臨時教員不足を生まないために定欠や非常勤講師を大幅に減らしていく必要があるんじゃないかと思うんです。この間の国会の議論を聞いてたら、長岡文科大臣が積極的に正規教員の採用を都道府県に進めていただくように

お願いしているところでございますと、国会の場でこういうふうに言っていました。

確かに、児童生徒数の減少、統合の問題もあります。しかし、鳥取のように35人学級を30人学級にしてっていう方法もできるわけです。

その面で見たら、やはり定欠や非常勤という状況、こんな数字がずっと続いているようでは、今の徳島県の状況は、それこそ学校の先生方も含めて本当に危機感を持って対応されていると。ほかの県では35人学級をまた38に戻せという動きも、徳島県はそんなことはないと思うんですけれども、そんなことをしたらそれこそ大変なことになってしまう。そういう面で見たら、やっぱり正規教員をきちっと配置していくことを本当に真剣に考えると、さっき言った県単教員を少なくとも次善策としてそれもしっかり確保することが必要だと思うんですけれども、この答弁を頂いて私の質問を終わります。

生田教育次長

今、山田委員から2点、御質問いただきました。

まず1点目の産休補充の先行配置でございますけれども、こういう制度があります。次年度からそういう配置に努めていきたいと今のところ考えておるところでございます。

それから2点目の定欠や非常勤講師を減らすべきというところでございますけれども、先ほど来、課長のほうから答弁がありましたように、やはり様々な状況、退職者の数でありますとか定数の状況等を踏まえまして、今後も計画的に採用して、その採用数の見直しについても適宜図ってまいりたいと思います。

立川副委員長

私からは昨年6月に子供の歯科疾患予防について一般質問でお伺いさせていただいたんですが、それについてお伺いしたいと思います。

歯と口腔^{くわう}の健康ということで、口の中の健康がいかにかに人生を謳歌^{おうか}していく中で大事なのかということですね。特に、子供さんが虫歯がない状態で健康な歯で御飯をよくかんで食べるとか、そういうことが顎の正常な発育を促したり、脳の発育を活性化させたり様々ないい効果が出るというところで、教育現場において虫歯を減らすためにフッ化物で洗口をしてはどうかという御質問をさせていただきました。

その中で、勝野副知事から県歯科医師会など関係機関との連携を図り、徳島の将来を担う子供たちの生きる力を支える、歯と口腔^{くわう}の健康づくりを積極的に支援してまいりますと答えを頂きました。

そして、今年度は取組を拡大して、中学校の生徒を新たな対象として実施してまいりますと御答弁を頂いたんですが、その後どういったことをされたかというのを教えていただけますか。

長谷体育健康安全課健康・食育推進幹

ただいま立川副委員長から、学校におけるフッ化物洗口、歯と口腔^{くわう}の健康づくりについての御質問を頂きました。

県教育委員会におきましては、学齢期の子供たちの歯の健康の保持増進を図るために、これまでモデル校でのフッ化物洗口事業を実施してきたところでございます。令和元年度

から小学校で開始しました事業に、本年度は中学校1校を加えまして、安全性が確保された適切なフッ化物洗口の実施方法について研究を進めているところでございます。

現在、モデル校におきましては、毎週1回、希望する児童生徒がフッ化物洗口材を使った口の中のうがいを継続して実施しているところでございます。

また、その他の状況としましては、昨年9月に子供の歯科保健庁内ワーキンググループが立ち上げられておりまして、そこに県教育委員会も参加させていただき、関係部局との連携を図りながら、子供たちの歯と口腔の健康づくりを推進しているところでございます。本年2月9日に行われた歯科保健口腔保健研修会では、各市町村の参加者に対しまして、県教育委員会からモデル校での取組の様子も紹介をさせていただいたところでございます。

立川副委員長

しっかりと取り組んでいただいていることに安心しました。子供の虫歯は健康に直結するのもそうなんですけど、子供の虫歯を社会問題として見たときに、御家庭の環境に非常に大きく左右される。でも、それは子供さんの責任ではないです。家庭環境を行政で変えるってなかなかこれは難しい。そういうところで、子供の虫歯の健康格差を縮小させるっていうのは重要な課題だと思うんですけども、学校現場でのフッ化物洗口によって改善が可能な課題であると思っております。

香川県とかは先行県で4歳からとか小学生とか、本当は小さいうちからやったほうが一番効果が出るんですけど、まだ徳島県はそこまで至っておりませんので、今やられてる取組を関係機関と情報共有とかしていただいて、4歳からはなかなか難しいかもしれませんが、できれば小学校1年生からフッ化物洗口ができるように、今後も御尽力いただきたいということを要望だけさせていただきます。よろしく申し上げます。

岩佐委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。

教育委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

御異議なしと認めます。

よって、教育委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの（簡易採決）

議案第1号、議案第13号、議案第18号、議案第42号、議案第43号、議案第53号、

議案第58号、議案第73号

以上で、教育委員会関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

教育委員会関係の審査に当たり、榊教育長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力いただき、深く感謝の意を表する次第でございます。

新型コロナウイルスにおいては、五類への引下げという方針もあり、アフターコロナに向けて新たな局面を迎えているところであります。

しかしながら、3年を超えるコロナ禍の中で、今年度のこの委員会のメンバーはもとより、今任期の議員各位、また先ほどお話もありましたが、教育長をはじめ教育委員会の皆様には、その大半をコロナの対応ということで大変な御尽力があったかと思えます。困難な状況に置かれた子供たちの学びの保障であったり、また充実した学校生活を送れるような対応であったり、それぞれの現場で御尽力を頂いております教職員の負担の軽減等、引き続き早急な対応が必要だと考えております。将来を担う子供たちの輝く未来のためにも、委員会での審査の過程においてそれぞれ表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重され、今後の教育行政の推進に反映されますよう強く要望しておきます。

皆様方にはますます御自愛いただきまして、引き続きそれぞれのお立場で県勢発展のため御活躍いただきますことを祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

榊教育長

教育委員会を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。

岩佐委員長、立川副委員長をはじめ各委員の皆様方には、この1年間、本当に熱心に御審議いただきまして、また貴重な御意見や御指導いただきまして、本当にありがとうございます。

本年度におきましても新型コロナウイルス感染症対策並びにGIGAスクール、働き方改革、ダイバーシティとくしまなど、様々な本県の教育課題、喫緊の課題につきましている御審議を熱心に頂いたと思っております。

委員の皆様方から頂きました様々な御意見、御提言につきましては私どもは肝に銘じまして、教職員一同が一丸となって、これからの徳島県の教育の推進に当たっていきたくと考えております。今後とも引き続き御指導、御鞭撻^{べんたつ}のほど、どうかよろしく願いいたします。

最後になりましたが、皆様方の御健勝と御多幸並びに今後ますますの御活躍を御祈念いたしまして、簡単ではございますが、私からのお礼の言葉とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

岩佐委員長

これをもって、本日の文教厚生委員会を閉会いたします。（14時12分）